

## 使用済パソコン類売却仕様書

### 1 売却物品・仕様

横須賀市で使用していたパソコン類です。型番、数量等は別紙「売却物件一覧表」のとおり。パソコン等の状態は以下のとおりです。

- (1) すべての機器について一切の動作を保証しません。また、使用に伴う傷、汚れ、破損があります。
- (2) パソコンのBIOSにはロックがかかっていることがあります。BIOSの起動は確認していません。
- (3) パソコンのバッテリーや記憶媒体装置は取り外して、別にまとめてあります。本体とほぼ同数ありますが、正確に同数あるかは不明です。記憶媒体装置はデータ消去済（物理的に破壊済）です。
- (4) 記憶媒体装置の取り外し時にパソコン本体を分解しています。分解に伴い本体に一部破損があります。
- (5) マウス、ACアダプター、キーボード、各種ケーブル等の付属品があります。本体とほぼ同数ありますが、正確に同数あるかは不明です。

### 2 予定価格（税抜） 1,570,150円

### 3 引渡場所 横須賀市立横須賀総合高等学校（横須賀市久里浜6丁目1-1）、

### 4 引渡期限 令和4年9月30日（金）

パソコン、その他物品は、契約金額の納入後に引渡します。具体的な引渡日時は、土・日・祝日を除く日の午前9時から12時又は午後1時から4時までの間で、買受者と横須賀市で調整の上決定します。

### 5 契約金額の支払

本市の発行する納入通知書により契約金額を令和4年9月14日（水）までにお支払ください。なお、納入通知書領収書の写しを令和4年9月14日（水）までに本市担当者へ提出してください。

### 6 引渡事項

- (1) 物品は現状有姿での引渡しとなります。物品の状態については下見会でご確認ください。物品の状態について疑義がある場合は、下見会の際に確認してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
- (2) 横須賀市は売却物品について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に売却物品が契約の目的に適合しないものであることを発見しても横須賀市は一切の責任を負いません。
- (3) 一度引渡しした物品はいかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (4) 引渡し後の物品の搬出、運搬は買受者が手配するものとし、引渡しにかかる一切の費用は、買受者の負担とします。

(5) 物品の再利用の場合は、パソコン等に貼付されている横須賀市、学校名及びリースのシールをはがしてください。

**7 その他**

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

**8 担当者** 総務部会計課審査係 太田 電話046(822)8446